

ICT活用工事の推進に関する試行方針（案）

京都府建設交通部指導検査課

第1 ICT活用の推進

国土交通省が推進するi-Constructionの施策の一つである「ICTの全面的な活用」について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、京都府建設交通部発注工事においても、以下のとおり「ICT活用工事」の試行に取り組むものとする。

なお、運用に当たっては、別途定める「ICT活用工事の試行要領」により実施するものとする。

1-1 ICT活用工事を推進する工種

国土交通省が実施要領を定めている土工、作業土工(床掘)、土工(1,000m³未満)、小規模土工、法面工、付帯構造物設置工、擁壁工、地盤改良工、構造物工(基礎工)、河川浚渫、舗装工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋梁上部)、構造物工(橋脚・橋台)及びコンクリート堰堤工とする。

第2 実施体制

ICT活用工事の推進に当たっては、京都府建設交通部が一体となって取り組むこととし、ICT活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、関係機関へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 ICT活用工事の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、原則、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑤)においてICTを全面的に活用する工事とする。

【施工プロセス】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3-2 実施手続及び必要な経費の計上

ICT活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて、「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」及び国土交通省が定める「ICT活用工事(各種)積算要領」により必要な費用を計上する。

3-2-1 発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、公告時に別途定める特記仕様書により、ICT活用工事の対象であることを明示する。

発注者指定型の場合、発注に当たっては、当初から I C T 対象工種の必要な費用を計上することとし、設計変更により、3次元起工測量・3次元設計データ作成にかかる費用を計上する。

3-2-2 受注者希望型

対象工事については、公告時に別途定める特記仕様書により、I C T 活用工事の適用対象とすることを明示する。

受注者希望型の場合、発注に当たっては、従来の積算基準を用いることとし、設計変更により、3次元起工測量・3次元設計データ作成及び I C T 対象工種の必要な費用を計上することとする。

3-2-3 施工承諾

施工承諾により I C T を活用した工事を実施した場合、I C T の活用に必要な費用は全て受注者の負担とし、実施証明書についても発行の対象外とする。

3-3 工事成績評価における評価

I C T 活用工事を有効に実施したことが認められた場合は、工事成績の「施工管理」の「その他」項目で評価するとともに施工プロセス（①～④）の実施範囲により「創意工夫」の項目で加点評価するものとする。

第4 I C T 活用工事の推進のための当面の留意点

I C T 活用工事の推進において、受注者が円滑に I C T 活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

I C T 活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することが I C T 活用工事の円滑な推進のために必要である。

このため、I C T 活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を関係職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となって I C T 活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施するものとする。

附 則

この試行方針は、平成30年6月22日から施行する。

この試行方針は、令和2年1月6日から改正する。

この試行方針は、令和3年1月4日から改正する。

この試行方針は、令和5年7月1日から改正する。

この試行方針は、令和6年9月1日から改正する。